

大学名	設置団体	公立化時期
静岡文化芸術大学	静岡県	平成22年4月

I. 設立団体の基礎データ

人口	R2年国調	3,633,202	人
	H27年国調	3,700,305	人
	増減率	-1.8	%

区分	住民基本台帳人口
R6.1.1	3,606,469 人
R5.1.1	3,633,773 人
増減率	-0.8 %

面積	7,777	km ²
人口密度	464	人/km ²

産業構造		
区分	R2年国調	H27年国調
第1次	66,817 人	70,905 人
	3.5 %	3.9 %
第2次	629,127 人	600,751 人
	32.7 %	33.2 %
第3次	1,228,266 人	1,136,779 人
	63.8 %	62.9 %

標準財政規模※1	7,375.9	億円
財政力指数※2	0.67	

※1 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額（令和5年度決算）
 ※2 各年度における普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値（令和3年度から令和5年度までの3年度の平均）

II. 公立化の経緯、公立化に際しての設立団体における財政負担等

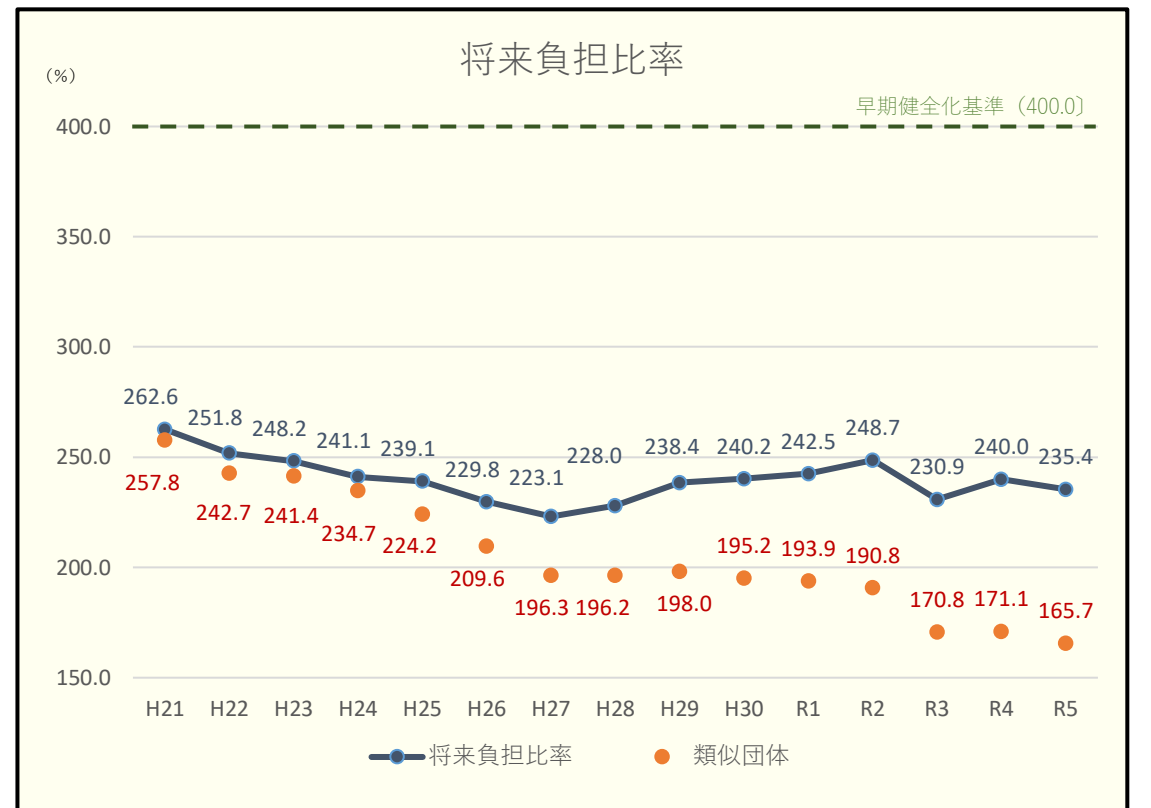
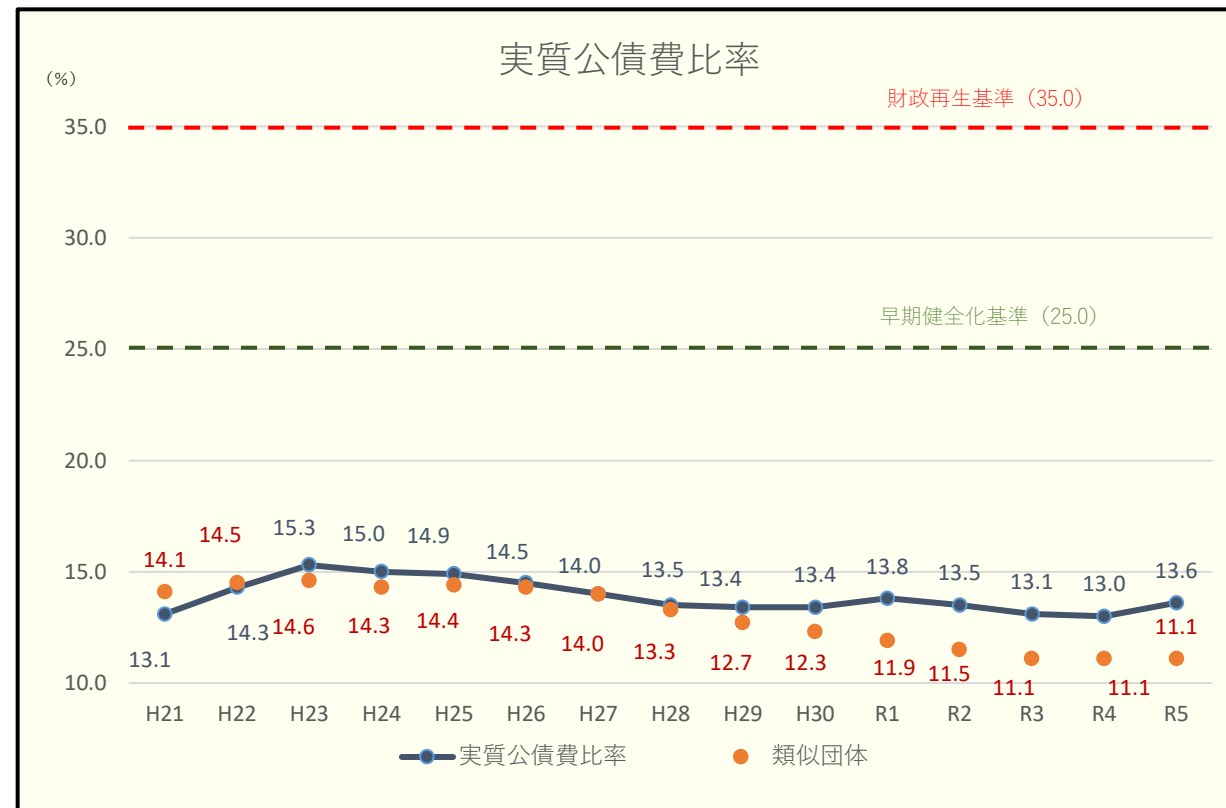
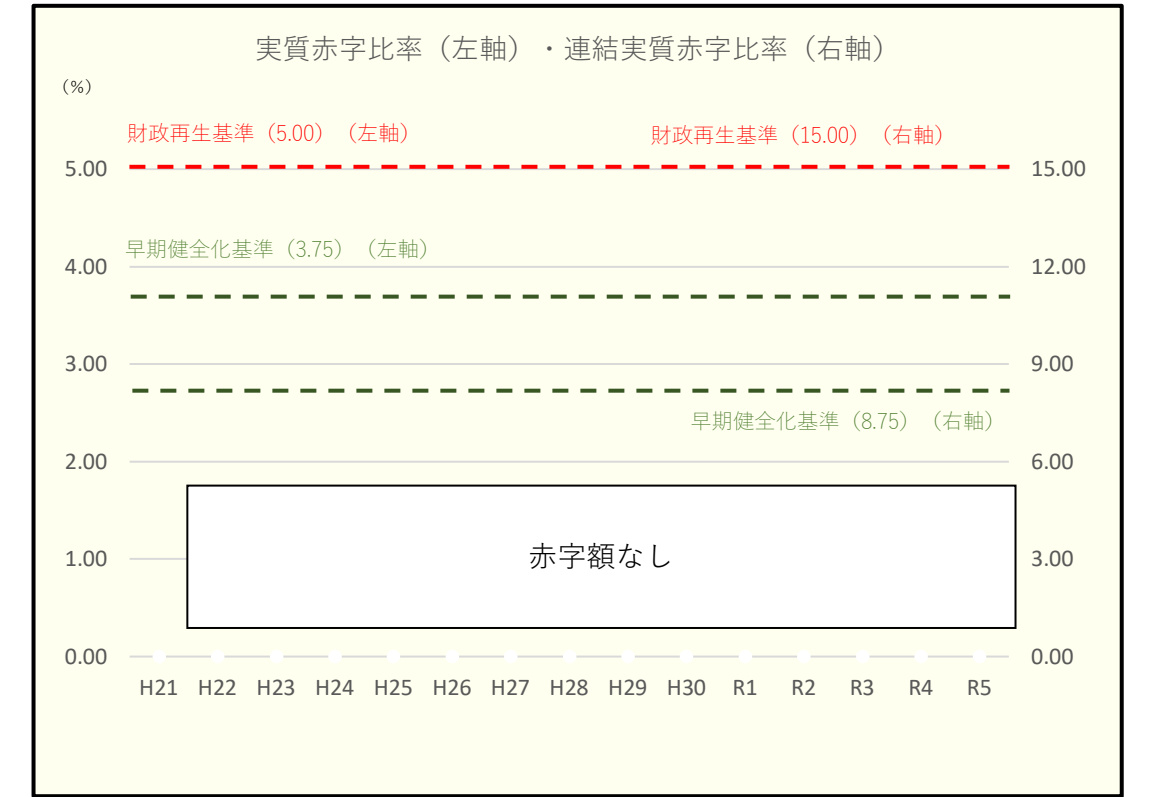
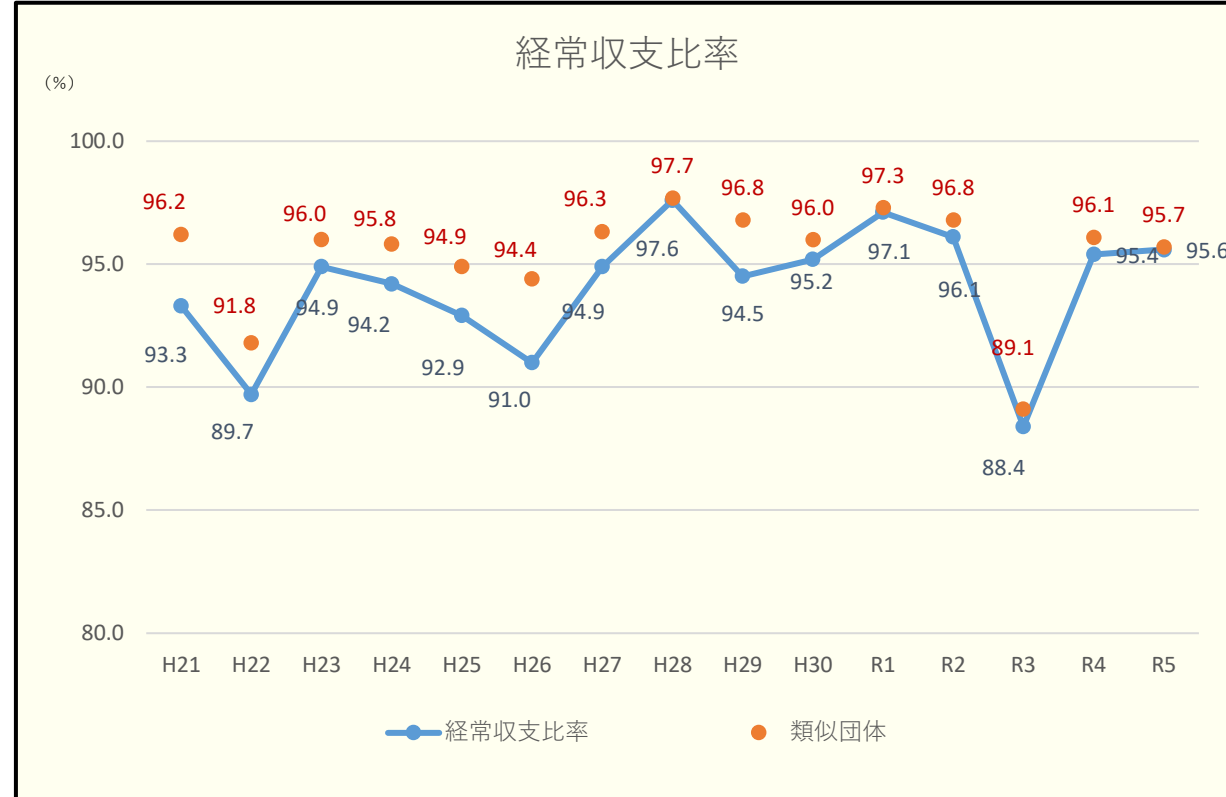
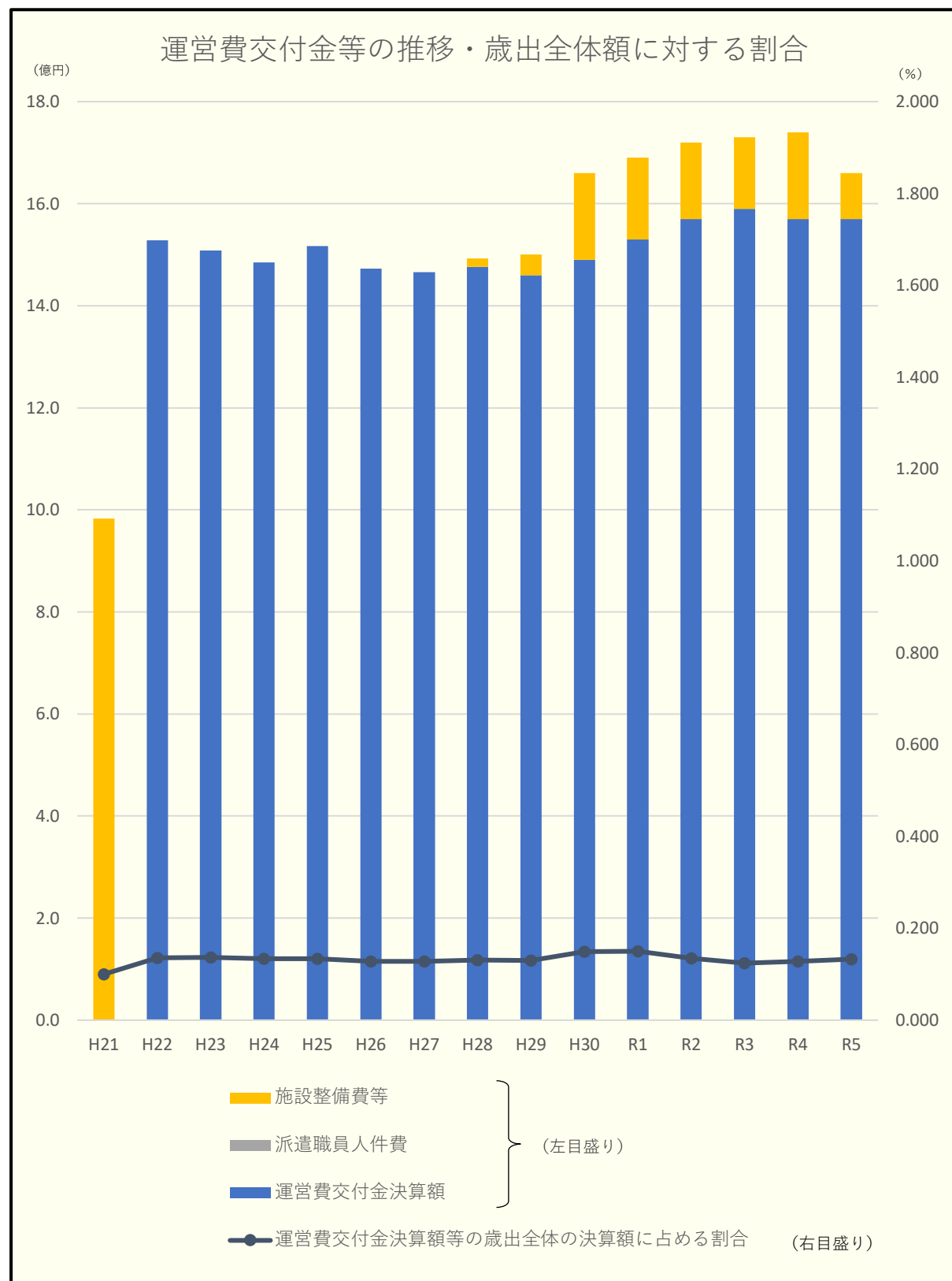
公立化の経緯	<ul style="list-style-type: none"> 公立大学法人制度が未整備な時期に、公立大学法人の効果（機動的・弾力的な業務運営など）の取得を目的として、公設民営方式により、学校法人が運営する私立大学として平成12年度に開学した。 公立大学法人の先駆的形態であったため、公立大学法人制度が整備された以上、公立大学に移行すべきの考えや公立大学法人化することにより県からの財政支援が法的に根拠付けられ、先々までの安定した大学運営を可能にすること、公立大学法人制度により大学の教育方針・将来計画を明確にすることなどの理由により、平成22年に公立大学法人に移行した。 		
公立化に際しての住民・議会等への説明	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度に公立大学法人の先駆的形態として公設民営の学校法人運営の大学として開学したため、公立大学法人化前から議会に対し、運営形態や財政支援等について説明していた。 公立大学法人化を図ることについても、議会に対し説明を行っている。 		
公立化に際しての住民・議会等からの意見	<ul style="list-style-type: none"> 公設民営の学校法人時の授業料は県立大学と同等であるが、施設利用料を学生から徴収していた。公立大学法人化に際して、施設利用料を徴収することなく、学生納付金は県立大学や多くの国公立大学と同様にすべきである。 		
公立化に際しての新たな財政負担（現物出資を除く）	無	（「有」の場合） 具体的な内容	
公立化に際しての設立団体による施設の修繕等	無	（「有」の場合） 具体的な内容	

III. 公立化後の設立団体の財政上の影響

（単位：億円、%）

	公立化前年度	公立化初年度	公立化2年目	公立化3年目	公立化4年目	公立化5年目	公立化6年目	公立化7年目	公立化8年目	公立化9年目	公立化10年目	公立化11年目	公立化12年目	公立化13年目	公立化14年目
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
運営費交付金決算額 A	0.0	15.3	15.1	14.8	15.2	14.7	14.7	14.8	14.6	14.9	15.3	15.7	15.9	15.7	15.7
派遣職員人件費 B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(参考) 派遣職員数 (大学が人件費を負担するものを含む。)	-	18	18	18	16	15	15	15	15	14	14	14	13	13	13
施設整備費等 C	9.8	0	0	0	0	0	0	0.2	0.4	1.7	1.6	1.5	1.4	1.7	0.9
運営費交付金等計 D (A~C)	9.8	15.3	15.1	14.8	15.2	14.7	14.7	14.9	15.0	16.6	16.9	17.2	17.3	17.4	16.6
歳出全体の決算額※1 E	11,723.2	11,239.3	11,049.5	11,068.3	11,329.0	11,477.2	11,469.9	11,372.7	11,556.0	11,132.6	11,286.1	12,737.6	13,983.0	13,592.3	12,503.6
運営費交付金決算額等の歳出全体の決算額に占める割合 D/E	0.100	0.136	0.137	0.134	0.134	0.128	0.128	0.131	0.130	0.149	0.150	0.135	0.124	0.128	0.133
経常収支比率	93.3	89.7	94.9	94.2	92.9	91.0	94.9	97.6	94.5	95.2	97.1	96.1	88.4	95.4	95.6
健全化判断比率															
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率	13.1	14.3	15.3	15.0	14.9	14.5	14.0	13.5	13.4	13.4	13.8	13.5	13.1	13.0	13.6
将来負担比率	262.6	251.8	248.2	241.1	239.1	229.8	223.1	228.0	238.4	240.2	242.5	248.7	230.9	240.0	235.4

※1 「歳出全体の決算額」は普通会計ベースの歳出決算額の総額



IV. 今後の設立団体への財政上の影響の見通し及び設立団体の対応方針

今後の設立団体への財政上の影響見通し及び設立団体の対応方針	<p>今後、施設の老朽化に伴い、出資財産の安全性・機能性確保に係る経費について、設立団体として負担する必要がある。平成28年度より、大規模改修工事について、維持保全や長寿命化の観点から、必要性が高いと認められたものに限り、補助を行っている（数年分を査定し、計画的に執行）。</p>
-------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------